

○全校集会講話「交通事故防止のために」

※資料は県交通対策協議会パンフより引用

地域の皆様方に生徒の登下校を見守っていただき、お陰で大きな事故もなく、この1年が過ぎようとしています。本当にありがたいことだと感謝いたしております。しかし、事故にはならなかったものの、危険だということで何回か連絡を受けました。今後につながることを判断し、2月10日(月)の全校朝会で資料(学校だより第7号で紹介)を使いながら自転車マナーについて再度確認をしました。

以前も紹介しましたが、右の裁判事例は、自転車と歩行者、自転車とバイクの衝突事故事例で、共通しているのは、どちらも自転車側に過失があり、加害者として多額の損害賠償命令が出されていることです。未成年者は賠償能力がないので、保護者に賠償請求されます。もし、こういう事案が発生した場合、被害者、加害者双方とも不幸になります。生徒全員が被害者や加害者にならないために、再度交通ルールの確認をしたいと思います。

現在の通学状況から考えられる危険性をいくつか指摘したいと思います。

○神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決

小学校高学年の男子が夜間、帰宅途中に自転車で走行中に歩道と車道の区別のない道路において歩行中の62歳の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態になりました。

賠償額は9,521万円になりました。

○東京地方裁判所、平成17年9月14日判決

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、62歳の旋盤工の男性が運転するオートバイと衝突し、旋盤工は13日後に頭蓋内損傷で死亡しました。

賠償額は4,043万円になりました。

問題点1: 「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合の自転車の通行(歩行者との接触事故の可能性)



→ 国道34号線沿いや勤労者体育館前の歩道では、車道寄りを徐行する。並進×

※歩行者とぶつかった場合、自転車が全面的に悪くなる。(歩行者優先)

特に小学生は予測不可能な動きをする場合あり
お年寄りには骨折や死亡事故事例多数有あり

(治療費や慰謝料など多額の賠償責任を負う)



問題点2: 自転車=車両という意識が薄い(路地での事故)

→ 道路交通法に従う。道路では左側通行(取り締まりの対象となる)

※違反=犯罪

- ・料金は1000円~1万円
- ・罰金は、1万円以上
- ・懲役は、初犯は罰金、繰り返しは懲役(裁判官が判定)



○横断歩道では、自転車から降りて手を挙げる(歩行者になる)と車は停まる義務が生じます。

また、停まってもらった場合、一礼するなどマナーをこころがけましょう。